

(仮称) 北区環境基本計画 2023

骨子案 ver2.2

令和3（2021年）12月

北区環境課

(仮称) 北区環境基本計画 2023 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景・目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の範囲	3
4. 計画の位置づけ	4
第2章 計画策定の方向性	5
1. 環境をめぐる社会の動き	6
2. 北区の地域特性	13
3. 前計画の検証	19
4. 計画策定に向けた視点	21
第3章 目標とする環境像	23
1. 目標とする環境像	24
2. 基本目標	25
3. 本計画が目指す 2032 年の北区の環境のイメージ	28
第4章 環境施策	29
1. 取組みの体系	30
2. 環境施策	32
3. 取組みと SDGs の関連一覧	
(以下、予定)	
第5章 重点プロジェクト	
第6章 計画の進行管理	
1. 進行管理	
2. 推進体制	
資料編	
1. 用語集	
2. 計画改定の経過	
3. 区民・事業者意識意向調査の実施結果	
4. 前計画の進捗評価	
5. パブリックコメントの実施結果	
6. 北区環境基本条例	
7. 北区環境審議会規則	

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

2 計画の期間

3 計画の範囲

4 計画の位置づけ

1

計画策定の背景・目的

計画策定の背景

北区では、区民、事業者及び区それぞれが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努め、すべての息づくものが共生できる環境の実現を目指し、東京都北区環境基本条例を平成 18（2006）年 3 月に施行しました。

平成 17（2005）年 6 月に、同条例の基本理念実現のため「北区環境基本計画」を策定し、策定 10 年後に、計画に基づく施策の評価を行い、地球温暖化やエネルギー、リサイクルなど、本区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、計画内容を見直し、平成 27（2015）年 1 月に「北区環境基本計画 2015」（以下「前計画」という。）として策定し、環境政策を推進してきました。

前計画の策定から 6 年を迎え、北区を取り巻く国及び東京都の環境政策の大幅な見直し、経済・社会の状況の変化に対応するため、「(仮) 北区環境基本計画 2023」を策定しました。

計画策定の目的

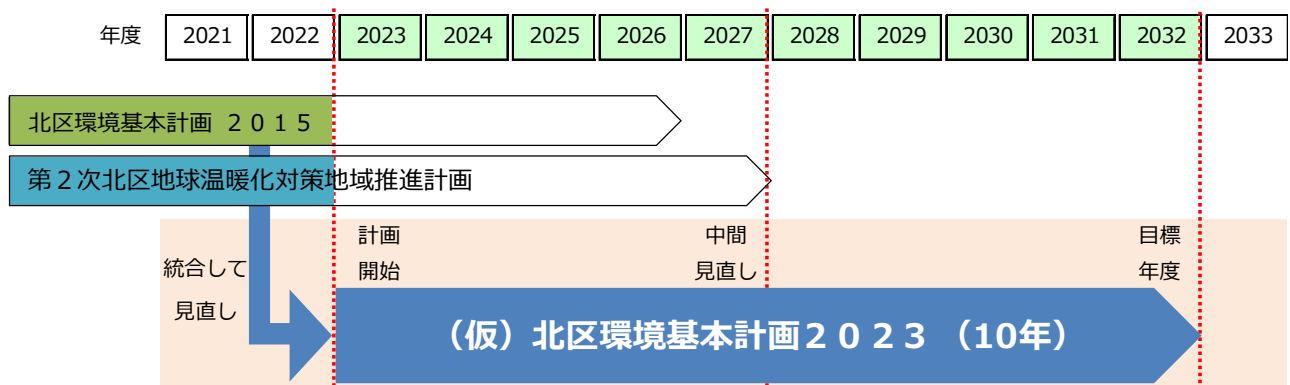
「(仮) 北区環境基本計画 2023」（以下「本計画」という。）は、環境基本法第 7 条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

本計画は区民、事業者及び区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。また、2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、資源循環への対応などの新たな環境課題に対応した計画とするとともに、来るべき少子高齢社会や新型コロナウイルスの感染拡大下における新たな生活様式など、社会情勢の変化に対応した計画とします。

2

計画の期間

本計画は、令和 5（2023）年度を初年度とし、令和 14（2032）年度を目標年度とします。令和 9（2027）年度には、本区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間見直しを行うものとします。



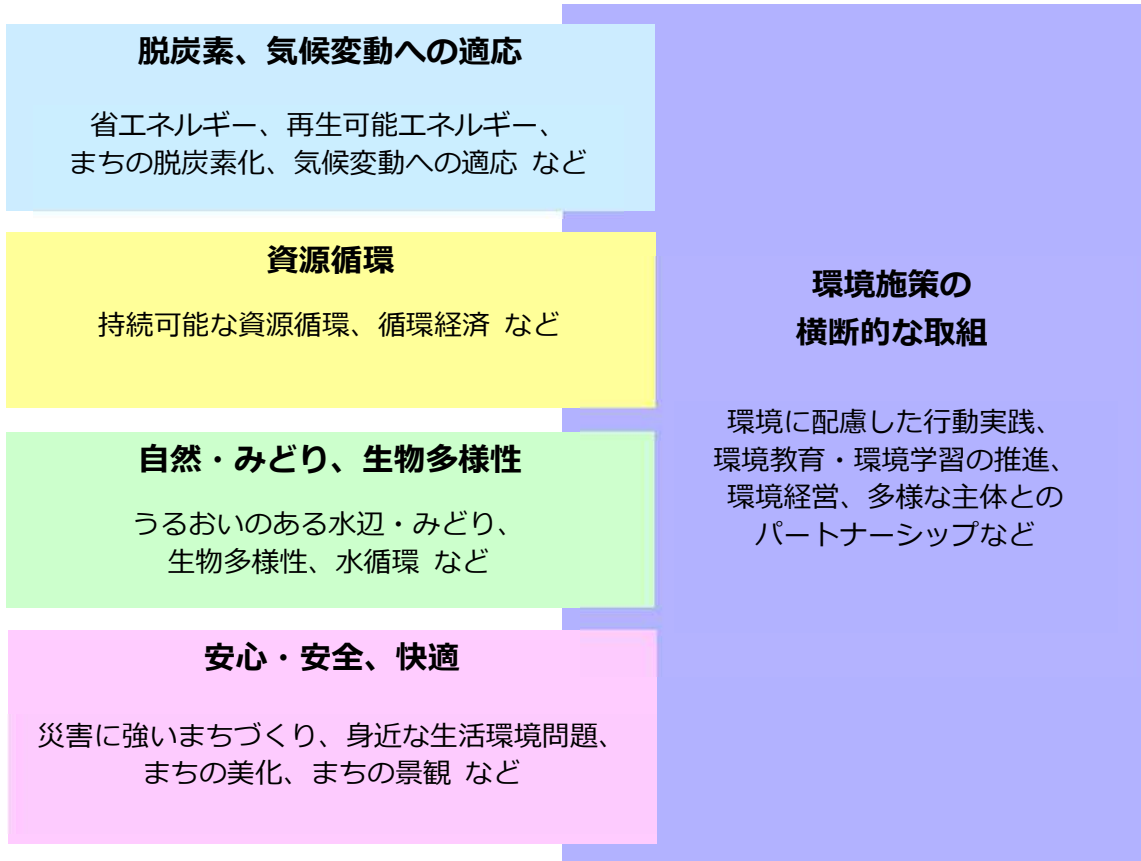
3

計画の範囲

本計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視点でとらえ、北区の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

対象とする地域は北区全域とし、広域的な取組みが必要なものについては、国や東京都、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとしします。

(仮) 北区環境基本計画2023の対象範囲



スペースを埋めたかっただけで特に写真の選定に意味はありません



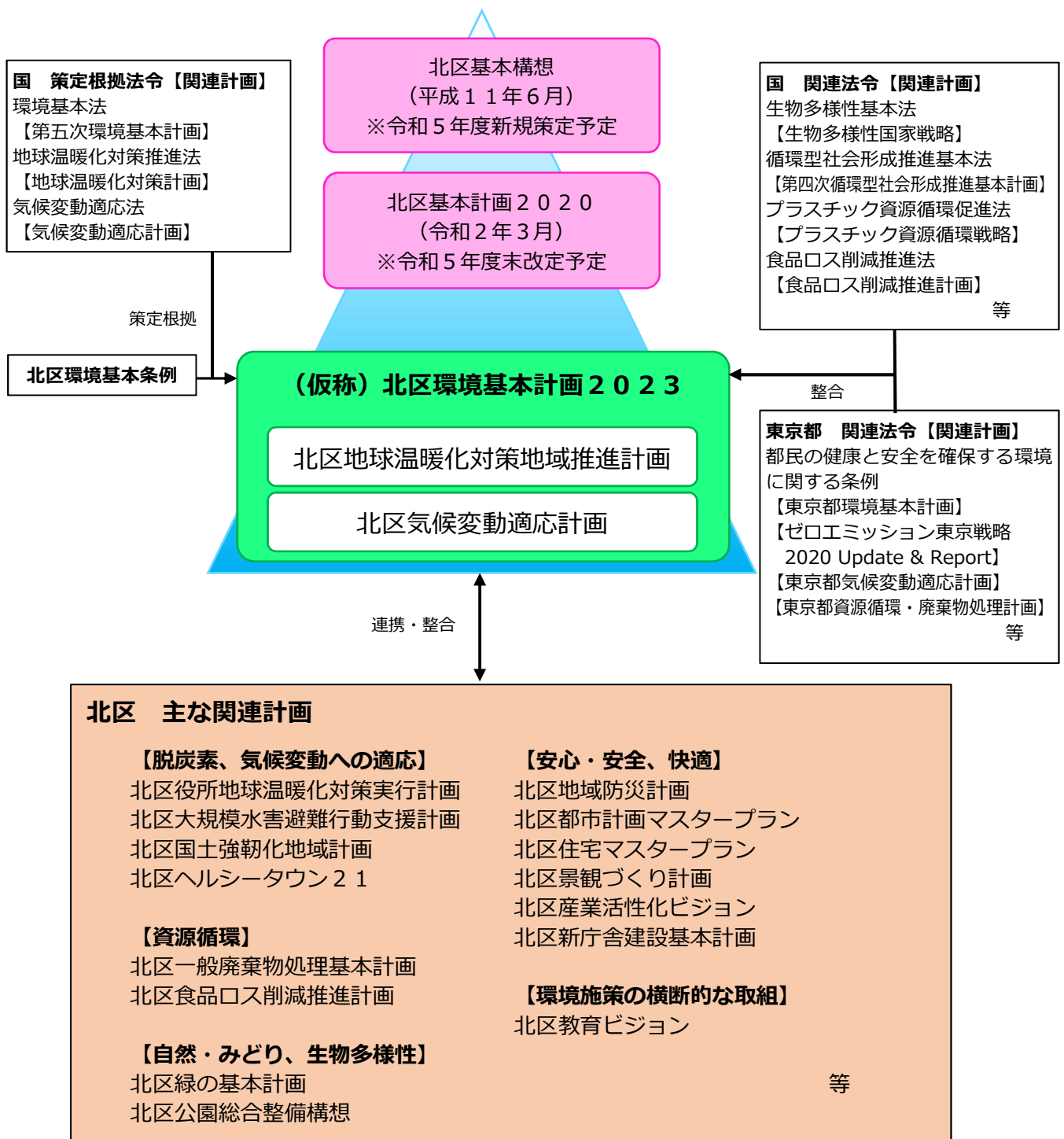
4

計画の位置づけ

本計画は、区の最上位計画である「北区基本構想」に掲げる将来都市像を環境面から実現するための北区の環境行政の最も基礎となる計画です。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（現行計画は「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」）のほか、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画とします。

（仮）北区環境基本計画 2023 の位置づけ



第2章 計画策定の方向性

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 北区の地域特性
- 3 前計画の検証
- 4 計画策定に向けた視点

1

環境をめぐる社会の動き

前計画の計画期間内における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

1-1 環境政策全般

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターウェブサイト

第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

地域循環共生圏（ローカルSDGsの実践）

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は、都市が地方に依存しており、地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と地方の広域的なネットワーク(自然的なつながり、人・資金等の経済的なつながり)を構築し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs)を目指すものです。

地域循環共生圏の概念図



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

1-2 気候変動対策

パリ協定

平成27(2015)年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、令和2年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効し、令和2(2020)年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC 1.5℃特別報告書

気候変動枠組条約は IPCC(気候変動に関する政府間パネル)に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ(交通と建物を含む)及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行(transitions)が必要であることなどが示されています。

1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H)	・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び/または量が増加する。(H) ・いくつかの北半球の高緯度地域及び/または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M)	
森林火災	・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H)	
生物種の地理的範囲の喪失	・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)	・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M)	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	・さらに70~90%が減少する。(H)	・99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ（要 情報更新）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、北区は令和3（2021）年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和3（2021）年9月30日現在、464自治体（40都道府県、278市、10特別区、114町、22村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

カーボンニュートラルの概念

温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じ量である」という概念です。



北区ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成17年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これからを生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和3年6月24日

東京都北区

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向け、令和4（2022）年度施行予定にて改正されました。

改正された法律では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化を伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系の危機に繋がると考えられており、既に集中豪雨や干ばつといった異常気象による災害が世界中で発生し、甚大な被害が報告されています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会の形成を目指す「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、平成30（2018）年6月に「気候変動適応法」が成立し、11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

気候変動適応計画では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業・森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻発し、気候変動はもはや「気候危機」と言える状況の中、こうした時代の災害に対応するためには、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要であるとして、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略（気候危機時代の「気候変動×防災」戦略）が、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、令和2年6月に公表されました。

あらゆる分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にすることが必要



出典：内閣府・環境省報道発表資料（令和2年6月30日）

1-3 資源循環対策

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2 R ビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組みを推進することとしています。

プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3（2021）年6月に成立しました。

令和元（2019）年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では平成30（2018）年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組みを実施しています。

1-4 東京都の動き

東京都環境基本計画（要 情報更新）

平成28（2016）年に策定された「東京都環境基本計画」では、「スマートエネルギー都市の実現」「3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」「環境施策の横断的・総合的な取組」を政策の柱とする各種の取組みを推進しています。

令和3（2021）年7月現在、『「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」により、「ゼロエミッション東京」を実現し、50年、100年先も、自然との共生や質の高い大気環境など、豊かさにあふれる持続可能な都市をつくる』ため、東京都の環境施策を大胆に加速する新たな環境基本計画の策定に着手し、令和4（2022）年夏頃の策定を予定しています。

ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

パリ協定をふまえ、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が令和元（2019）年に策定されました。

令和2（2020）年10月の国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、令和3（2021）年1月に、東京都は令和12（2030）年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。

カーボンハーフの表明を受け、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が令和3（2021）年3月に策定されました。

- 世界が脱炭素で持続可能な社会に向けて急速に歩みを速める中、都も大都市の責務として、コロナ禍からの持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」の視点に立ち、一層深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速する必要（「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」"Climate Emergency Declaration：TIME TO ACT"）
 - 「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向けて**2030年までの10年間で極めて重要**。世界もIPCC「1.5℃特別報告書」への整合を図っている
- 都は行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2030年までに温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」を表明するとともに、新たに**2030年に向けた社会変革のビジョン「カーボンハーフスタイル」を提起**

行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】

	（先行目標）	
➤ 都内温室効果ガス排出量(2000年比)	30%削減	⇒ 50%削減
➤ 都内エネルギー消費量(2000年比)	38%削減	⇒ 50%削減
➤ 再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度	⇒ 50%程度
➤ 都内乗用車新車販売		⇒ 100%非ガソリン化
➤ 都内二輪車新車販売		⇒ 100%非ガソリン化(2035年まで)

※ 温室効果ガス排出量の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定

2030・カーボンハーフスタイル

- ✓ 2030年の姿は、2050年の社会を実質的に規定
- ✓ 2030年に温室効果ガス排出量が半分になっているという目標に留まらず、**脱炭素化に向けた社会基盤を確立する必要**

2030年の社会システム全体を、カーボンハーフに相応しい持続可能なものへと再構築・再設計することを目指す
「2030・カーボンハーフスタイル」を提起



【参考】戦略の主なポイント

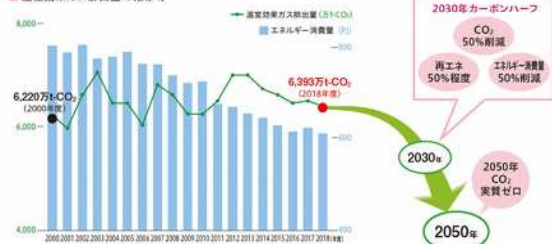
【ゼロエミッション東京戦略(2019.12)のポイント】

- ・ 気候危機の認識と**2050年ゼロ**というビジョンを共有し、行動を開始
- ・ 分野毎の2050年ゴール、2030年目標、具体的な政策展開の提示 等

【アップデート版(2021.3)のポイント】

- ・ **2030年の変革の姿(カーボンハーフスタイル)**を共有し、行動を加速
- ・ 分野毎にロードマップをアップデートし、「**2030年の社会変革のビジョン**」や、その実現に必要な「**政策のアプローチ**」等を提示

■ 温室効果ガス排出量の推移等



東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都の廃棄物行政の基本的な方向を示す計画として、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げた、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が令和3（2021）年9月に改定されました。

カーボンハーフの表明などをふまえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、健全で信頼される静脈ビジネスの発展などが盛り込まれています。

2 北区の地域特性

2-1 自然条件

位置・地形

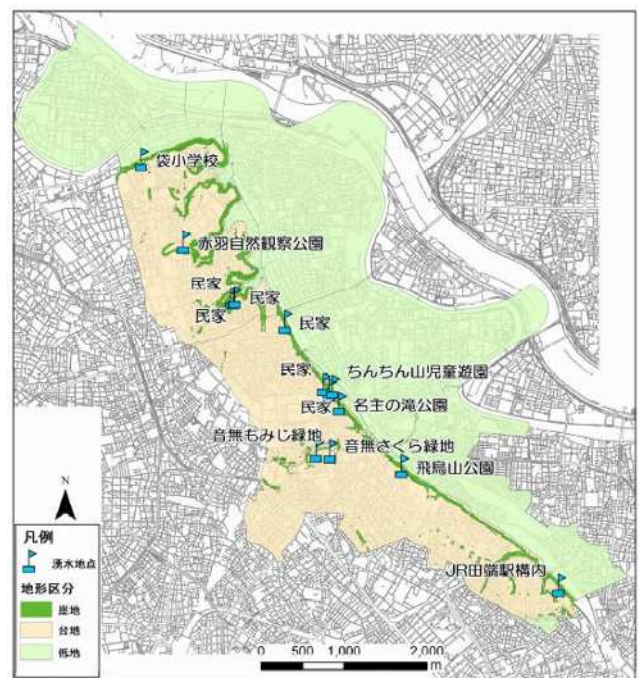
北区は東京都の北部に位置し、荒川をはさんで埼玉県と接し、隅田川をはさんで足立区に接しています。区域は東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状で、面積は20.61km²となっています。

北区の地形は、JR京浜東北線を境に、西側の山手台地と東側の下町低地に分けられます。台地部は水はけのよい関東ローム層が堆積し、低地部は荒川の土砂が堆積した沖積低地となっています。

水系については、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れています。台地と低地の崖線には赤羽自然観察公園、飛鳥山公園、音無さくら緑地などの15の湧水地点があります。



北区の位置（北区勢要覧抜粋）



出典：平成30年度 北区みどりの実態調査報告書

みどり、生物

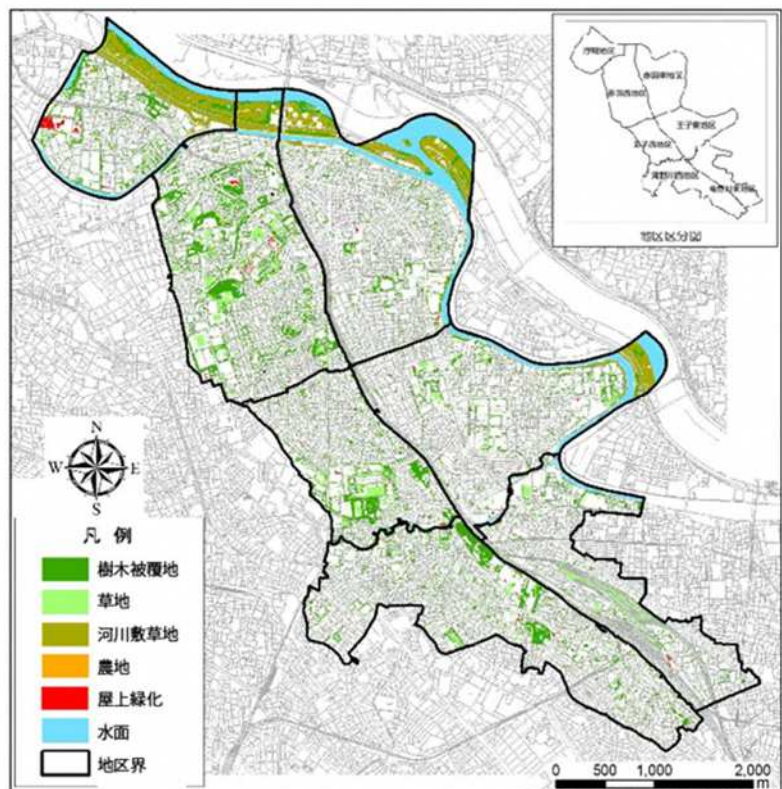
公園・緑地は、合計201ヶ所、総面積1,053,938㎡が整備されています。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園100選に選ばれた音無親水公園、荒川緑地一帯をはじめとする貴重な緑や水辺があり、みどりとうるおいの街並みを形成し、憩いの場となっています。

令和3（2021）年時点における区民一人当たりの公園面積は、2.92㎡と区部平均の4.31㎡を下回っています。また、平成30（2018）年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は379.51ha、緑被率は18.43%となっています。

北区では、区内に残された貴重な自然環境を把握する目的で、植物、昆虫、野鳥、小動物の生物調査を継続的に実施しています。

環境省レッドリストや東京都レッドリストに記載されているチュウヒ、ハヤブサなどの鳥類、ナゴヤサナエ、ミズスマシ、セスジイトトンボ、オオイトトンボなどの昆虫類、ギバチ、キンブナなどの魚類、デンジソウ、イヌハギなどの植物をはじめ、希少な動植物を含む多様な生物の生息・生育が確認されています。

緑被の状況（平成30年現在）



出典：平成30年度 北区みどりの実態調査報告書

2-2 社会条件

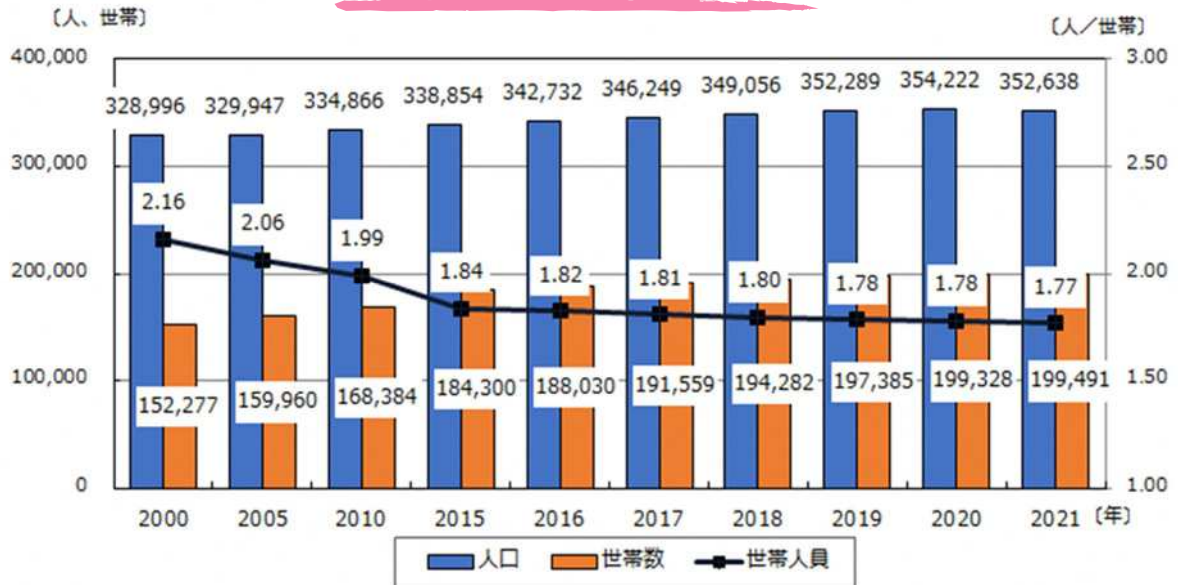
人口・世帯（要 最新情報に更新）

人口、世帯数は、令和3（2021）年4月1日現在、352,638人、199,491世帯となっています。人口は、社会増を中心に増加傾向にあります。令和18（2036）年をピークに減少に転じると推計されています。

世帯数も増加傾向にあり、世帯人員は、平成12（2000）年の2.16人から令和3（2021）年には1.77人へと減少しています。

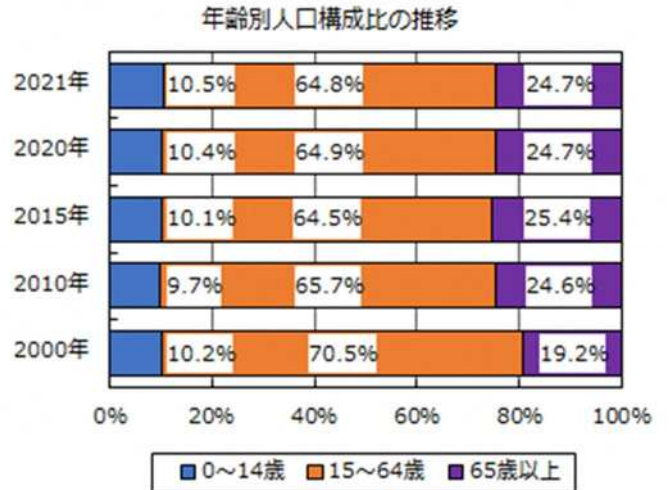
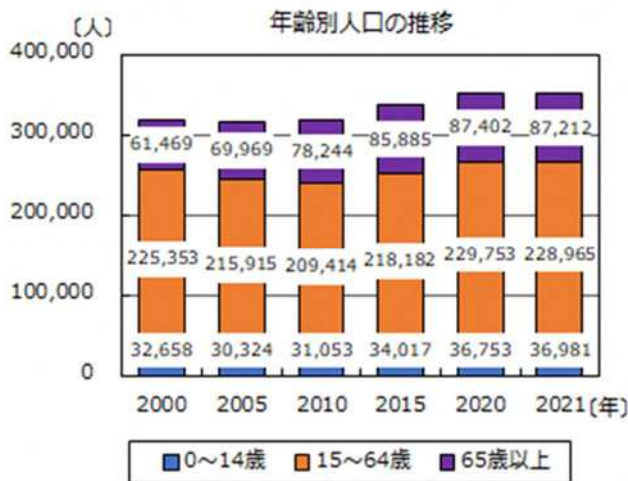
年齢別の人口は、年少人口は横ばい傾向、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は微増傾向で推移しています。令和3（2021）年における年齢別人口構成比は、東京都と比較すると年少人口割合がやや少なく、老年人口割合がやや多くなっています。

人口・世帯、世帯人員の推移



出典：北区 世帯人口の増減表

年齢別人口の推移



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）

人口の将来推計※



※令和3年の総人口数は1月1日時点

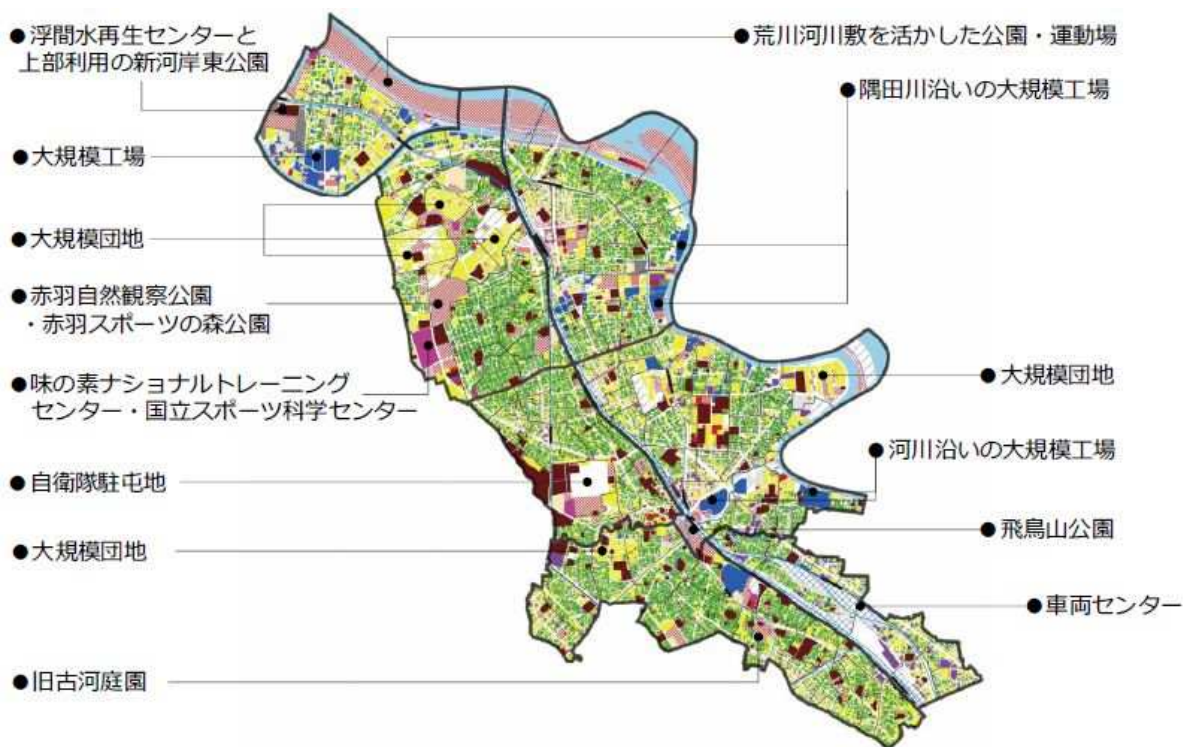
出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

土地利用・市街地構造

平成29（2017）年時点における北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%を占めています。緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

また、区の全域が都市計画区域となっており、住居系用途が約50%、商業系用途及び工業系用途がそれぞれ約20%となっています。

北区の市街地は、赤羽、王子、田端などの鉄道駅を中心に業務・商業系の市街地、台地部が住居系の市街地、低地部が住・商・工が複合した市街地、河川沿いが住・工が複合した市街地構造となっています。



北区土地利用現況図（2017年）

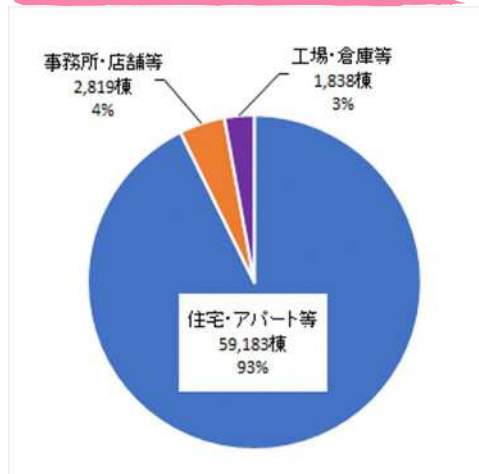
出典：北区 土地利用現況調査（2017年）

建築物・住宅

令和2（2020）年現在における北区の建物棟数は、63,840棟となっており、約93%を戸建て住宅・アパート・マンションなどの住居系の建物となっています。

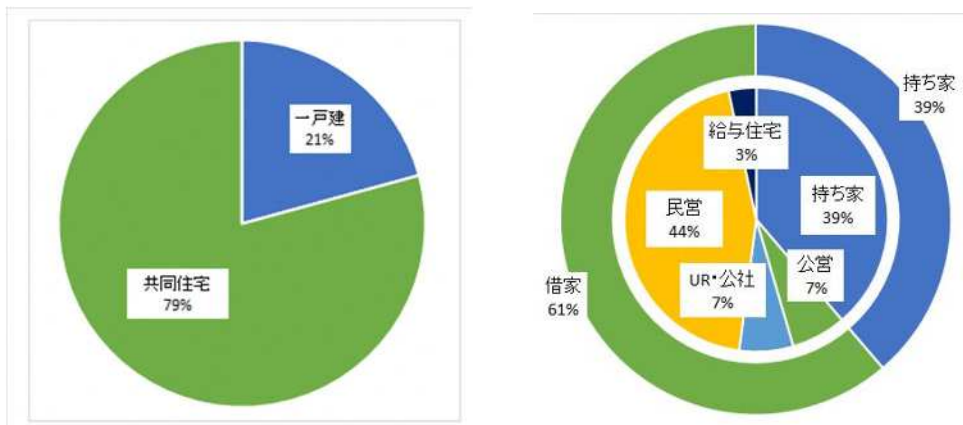
さらに、平成30（2018）年現在における住宅の建て方を見ると、一戸建てが21%、アパート・マンション等の共同住宅が79%となっています。さらに住宅の所有状況では、持ち家が39%、借家が61%となっています。

建物棟数（令和2年現在）



出典：東京都統計年鑑（東京都）

住宅の建て方、所有状況（平成30年現在）



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

交通

鉄道は、西側台地と東側低地との境界線上、区のほぼ中央を南北に JR 京浜東北線、東北本線が通り、ほぼ沿った形で東北・上越・北陸新幹線が通過しています。その西側を埼京線、概ね東側を東京メトロ南北線が通っています。

道路は、首都高速道路王子線をはじめ、中山道、北本通り、明治通り、環状7号線・8号線など、東京都区部における重要な道路が通っています。

また、路線バスとして、都営バス、国際興業バス、関東バス、東武バスが運行しているほか、地域公共交通として、北区のコミュニティバス「Kバス」が運行しています。

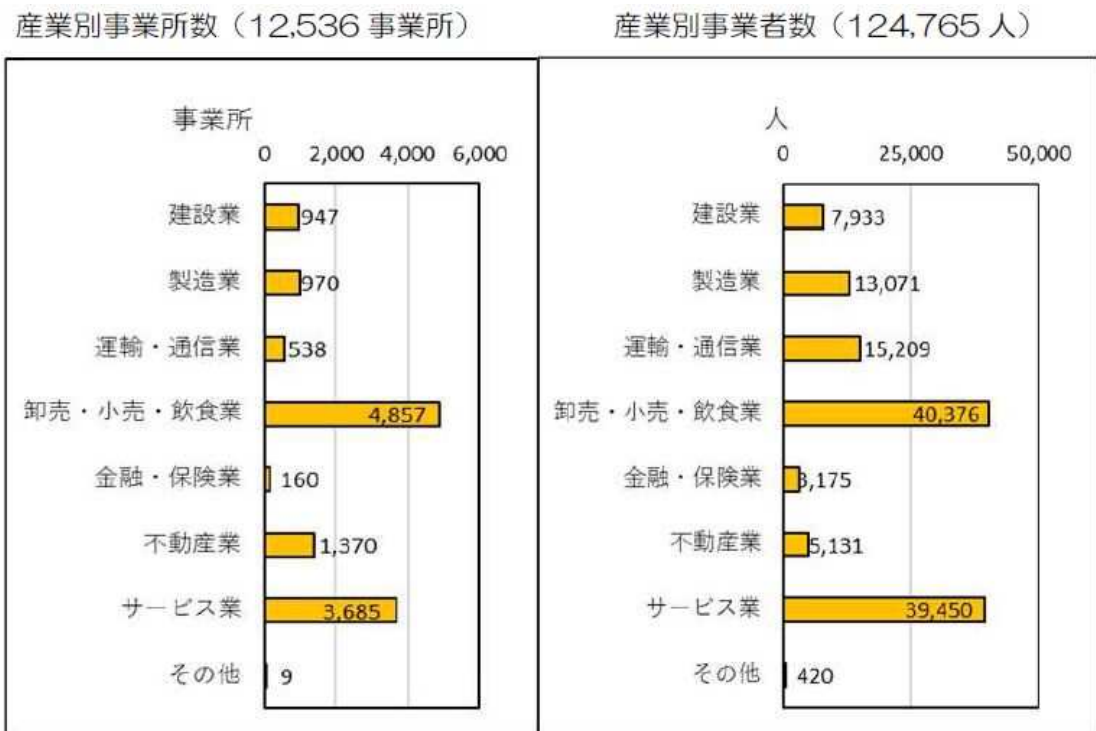
産業（要 最新情報に更新）

産業別事業所及び従業者数

産業別事業所数及び従業者数は、平成 28（2016）年時点で、第一次産業が 3 件、16 人、第二次産業が 1,917 件、21,004 人、第三次産業が 10,616 件、103,745 人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。

事業所数、従業者数とも、多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。

産業別事業所数・事業者数（平成 28 年現在）



出典：平成 28 年経済センサス調査-活動調査

商業

卸売・小売業について、平成 24（2012）年以降、商店数は微減、従業者数は増加傾向で推移し、平成 28（2016）年時点で 2,299 件、従業員数 18,885 人となっています。

年間商品販売額も平成 24（2012）年以降は増加傾向にあり、平成 28（2016）年時点では、約 10,239 億円となっています。

工業

平成 30（2018）年時点で事業所数が 224 件、従業員数は 8,539 人、製造品出荷額は 1,752 億円となっています。

事業所数、製造品出荷額等は減少傾向で推移していますが、従業者数は微増しています。

平成 29 年（2017 年）の事業所数の内訳は、印刷・同関連業が全体の 31.3%と最も多く、次いで金属製品製造業が 8.5%、その他の製造業が 8.5%となっています。

3

前計画の検証

前計画で示されている基本目標が達成され、望ましい環境像「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、成果指標の達成状況及び区民アンケート調査における「環境の満足度」の増減をもとに、総合的な評価を実施しました。

基本目標ごとの検証結果の概要は、次のとおりです。

前計画の進捗状況と見直し課題

<p>【基本目標1】北区的环境を育むきずなづくり (施策の柱) ① 環境保全・創造のための人・地域づくり ② 環境経営の促進 ③ 環境に関する情報共有の仕組みづくり</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくり等の取組みを実施</p> <p>○区民の参加を前提とする成果指標（講座の開催数や参加者数等）の多くが計画当初の目標を上回って達成</p> <p>●新規取組みについて一部未実施（検討中）</p> <p>●区民の環境活動についての施策に対する重要度の認識が低い</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法の検討</p> <p>◆区民等が参加したくなる講座及びイベントの企画、実施</p>
<p>【基本目標2】安全・安心な区民生活環境の確保 (施策の柱) ① 身近な環境問題に関する取組み ② 包括的な化学物質対策 ③ 広域的な環境問題の解決に向けた取組み</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを実施</p> <p>○大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準をほぼ達成</p> <p>○「静けさ」「空気のきれいさ」「水辺のきれいさ」といった、身近な生活環境に対する区民の満足度が概ね上昇</p> <p>●「地域内の清潔さ」に対する区民の満足度が減少</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆地域内の環境美化について、対策の改善・強化</p>

<p>【基本目標3】みんなで目指す低炭素・循環型の北区</p> <p>(施策の柱) ① 積極的な参加が期待されるエネルギー対策 ② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入 ③ 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○省エネ行動の周知・啓発活動、新エネ・省エネ機器等の導入支援、3R行動の周知、区有施設における新エネ・省エネ設備の導入などの取組みを実施</p> <p>○新エネ・省エネ機器等の導入助成件数をはじめとする、成果指標の多くが計画当初の目標を上回って達成</p> <p>○地球温暖化対策に関する区の取組みに対する区民の満足度が上昇</p> <p>●区域から排出される温室効果ガス排出量は、基準年である平成25(2013)年の127.2万t-CO₂から平成30(2018)年は122.9万t-CO₂と減少したが、削減率は約3.4%にとどまっている。 なお、温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量については同年比で6.4%の削減となっている。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、新たな地球温暖化対策、ごみの減量・資源循環対策の充実・強化</p> <p>◆区の特性を踏まえた気候変動適応策の充実・強化</p>
<p>【基本目標4】区民と自然が共生できる仕組みづくり</p> <p>(施策の柱) ① 生物多様性の重要性に対する理解の促進 ② 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり ③ 環境保全上健全な水循環の回復</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○生物多様性の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取組みを実施</p> <p>○自然に関する環境学習講座や河川生物生息調査の実施など、成果指標については、概ね当初計画の目標を達成</p> <p>○生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で区民の満足度が向上</p> <p>●緑被率に関しては若干の低下。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆生物多様性の保全を含めた、みどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化</p> <p>◆「保全」だけでなく、みどりのさらなる「活用」の検討</p>

4 計画策定に向けた視点

環境をめぐる社会の動きや北区の地域特性、前計画からの見直し課題などをふまえて、以下に示す視点のもとで、本計画の策定を行いました。

SDGs の考え方を取り入れた計画

環境・経済・社会の統合的解決

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び区民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

バックカスティング～目指す未来の姿から逆算して考える

現状から将来を予測するフォアカスティングの立場から客観的な分析を行いつつも、あるべき持続可能な社会を作ろうとする理想追求型・未来志向型のバックカスティングの考え方に基づいた計画とします。

あらゆる主体同士のパートナーシップの強化

北区が目標とする環境像の達成のためには、区民や事業者、区、国及び東京都、関係団体等様々な立場にあるあらゆる主体が、それぞれの役割を実践し、力を発揮することで、環境に貢献できる仕組みづくりが求められることから、各主体同士のパートナーシップの強化をより一層図るための計画とします。

地域循環共生社会（ローカル SDGs）の実現

SDGs を地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」の考え方にに基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを目指すための計画とします。

さらに、地域全体で SDGs —環境・経済・社会の統合的課題解決—に取り組むことで、シビックプライド[※]の醸成と「共創」による新しい地域価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現へとつなげていくための計画とします。

※ シビックプライドとは、「都市に対する市民の誇り」であり、「まちづくりに対して持つ責任感」「自らまちを形成している一人であるという認識を持つこと」という意味合いのこと。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた計画

脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

パリ協定が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追及していくため、「2050カーボンニュートラル」を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組みを先導していきます。そのために、これまでの「低炭素」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定を行い、2050年へのロードマップを示し、特に2030年までの期間を取組みの重要な集中期間と位置づけます。

脱炭素に向けた活動を日常にするしくみづくり

脱炭素に向けた生活行動・経済活動が日常的な習慣として定着するよう、区民、事業者の行動変容を促進する計画とします。

行動変容がどのように二酸化炭素排出削減に貢献するのかを「見える化」するなどの情報発信を行うことで、区民、事業者が行う環境活動の取組みを拡大していくとともに、区民、事業者とのパートナーシップによる取組みの充実・強化を図ります。

気候変動への適応と持続可能でレジリエントなまちづくり

いつまでも安心して住み続けられるまちへ

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエント^{※1}なまちづくり」を実現する計画とします。

コロナ禍からのグリーン・リカバリー^{※2}

サステナブルな活動を行う区民・事業者を支援

新型コロナウイルス感染症がもたらした多くの変化を考慮し、環境や社会の持続可能性を優先した経済回復「グリーン・リカバリー」の視点を取り入れた計画とします。

区民や事業者に過度な負担を与えることなく、気候変動や生態系の保全に配慮しながら経済や社会の回復を目指すことを意識し、サステナブル（持続可能）な生活行動・経済活動を行う区民、事業者の活動を支援していきます。

「新しい生活様式」を踏まえた環境施策

「新しい生活様式」の定着を背景とした身近に楽しめる自然への関心の高まりや、社会システムのデジタル化などを踏まえた環境施策の推進を図ります。

※1 レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のことをいう。

※2 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、単にもとどおりの生活状況に戻すのではなく、脱炭素社会の実現など環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法のこと。

第3章 目標とする環境像

- 1 目標とする環境像
- 2 基本目標
- 3 本計画が目指す 2032 年の北区の環境のイメージ

1

目標とする環境像

区民、事業者、区の共通の超長期目標として、令和 32（2050）年頃における北区のあるべき環境の姿を示す「目標とする環境像」は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします。

自然環境共生都市
～みんなが環境を考え・行動するまち～

【目標とする環境像の意味】

すべての区民・事業者・民間団体・北区が、協働して環境活動に取り組んでいる、住みたくなるまちを表しています。

わたしたちは、このまちを「ふるさと北区」として愛し、誇りとし、将来世代に継承する責務を有しています。そのために、地球の未来や地域の環境の保全と創造に、区民一人ひとりが自覚を持ち取り組んでおり、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区を目指します。

新基本構想と整合を図る形で内容を検討・調整

2 基本目標

北区が目標とする環境像「自然環境共生都市 ～みんなが環境を考え・行動するまち～」(仮)の実現に向けて、本計画が目指す10年後の北区のイメージを5つの分野ごとに描きました。

これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、区民、事業者及び区のパートナーシップのもとで、将来イメージの実現に向けた取組みを進めていきます。

基本目標 1

気候変動に適応し脱炭素を実現するまち [北区地球温暖化対策地域推進計画] [北区気候変動適応計画]

10年後の将来イメージ

脱炭素に貢献する省資源・省エネルギー型の賢いライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっており、「北区ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、区域から排出される温室効果ガス排出量は着実に減少しています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進んだほか、電気自動車や燃料電池自動車が普及するなど、日常生活や事業活動、住まい、移動手段といった、まちのあらゆるシーンにおける脱炭素化が進んでいます。

さらに、集中豪雨に対する防災対策や異常高温に伴う熱中症予防のための意識が高まるなど、気候変動の影響による被害を最小限とする行動が定着しており、まちなかにおける暑熱対策や風水害対策が実施され、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりが実現されています。

基本目標 2 資源循環の輪をつなげるまち

10年後の将来イメージ

サステナブルな社会の実現に向けて、資源循環に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルを選択することは、区民や事業者にとって日常的な習慣になっています。

食品ロスの削減やプラスチックごみ削減に向けた意識が高まり、区民や事業者は、ごみになりにくいもの、リユースが容易な商品やリサイクルされた商品を販売・購入したり、本当に必要な量だけを購入する、不要なものをもらわないなど、区民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、資源をできるだけ長く使い続ける循環経済への移行が進み、ごみとして捨てられていたものでも資源として活用できるよう分別して排出することが当たり前に行われ、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減っています。

基本目標 3 身近な自然を守り育てるまち

10年後の将来イメージ

崖地樹林や河川敷草地、水辺などの緑が保全され、緑の骨格を形成するとともに、生きもののにぎわいが育まれています。社寺林や大径木など歴史を感じさせる緑が地域のシンボルとして保全され、街路樹や並木とともにまちにうるおいを与え、地域の魅力を高めています。

さらに、誰もが自然にふれあえる場、安らぎ楽しめる場として、地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園や水辺環境が整備されています。

民間開発や公共施設等の緑化や緑地等の整備が進み、気候変動やヒートアイランド現象を緩和する緑、防災・減災に寄与する緑として機能しています。また、暮らしの安全・安心を高めるため、市街地や崖地における樹林や樹木が適切に維持管理されているとともに、健全な水循環が保全されています。

これら緑の保全と創出が、区民や事業者等の協力によって積極的に進められており、地域の緑化・環境啓発活動を通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまち

10年後の将来イメージ

国や東京都と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策、建築物等の耐震性能・浸水対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

区民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるために、大気や水質等の継続的なモニタリングと情報発信が行われているとともに、アスベストの飛散防止など適正な化学物質の管理についての指導が徹底されています。

生活や経済活動を行ううえで発生が避けられない騒音等、身近な生活環境に関する困りごとについては、多様化する暮らしの価値観を互いに尊重しながら、解決に向けた家庭や事業所などにおける自主的な環境配慮の取組みが広がっています。

区民、事業者と関係機関と連携した取組みによって、ポイ捨て等が防止されたり、北区らしいみどりあふれる景観が広がるなど、清潔で快適なまちになっています。

基本目標5 環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

10年後の将来イメージ

環境をより豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐために、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

また、日々の生活や事業活動によって自らが周囲の環境に及ぼす影響を理解し、環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する区民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、区民、事業者、区のパートナーシップによる環境保全活動が積極的に行われています。

一人ひとりが環境のことを考え・行動することで、自分のまちに愛着と誇りが生まれるとともに、地域全体の「共創」による新しい価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちが実現しています。

3 本計画が目指す 2032 年の北区の環境のイメージ

本計画が目指す 2032 年の北区の環境のイメージをイラスト化して図示

各基本目標の 10 年後の将来イメージを反映

第4章 環境施策

1 取り組みの体系

2 環境施策

基本目標 1 気候変動に適応し脱炭素を実現するまち

基本目標 2 資源循環の輪をつなげるまち

基本目標 3 身近な自然を守り育て、活用するまち

基本目標 4 安全・安心・快適に暮らせるまち

基本目標 5 環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

3 取組みと SDGs の関連一覧

1

取組みの体系

目標とする
環境像

基本目標

主に関連する SDGs

(仮)

自然環境共生都市
みんなが環境を考え・行動するまち

**1 気候変動に適応し
脱炭素を実現するまち**
[北区地球温暖化対策地域推進計画]
[北区気候変動適応計画]



2 資源循環の輪をつなげるまち



**3 身近な自然を守り育て、
活用するまち**



**4 安全・安心・快適に
暮らせるまち**



**5 環境活動の楽しさを
未来に伝えるまち**



施策の方向性	取組み
(1) 脱炭素社会に向けた緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進
(2) 気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進
(3) 資源循環型システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発
(4) ごみの適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 収集運搬体制の充実 ② 処理体制の充実
(5) 豊かな緑・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域に密着した緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
(6) 質の高い緑の創出と活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用
(7) 安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強いまちづくりの推進 ② 身近な環境対策の推進 ③ 監視、測定の実施
(8) 快適なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進
(9) 環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換
(10) 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充
(11) パートナーシップによる環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境保全活動への支援 ② パートナーシップによる環境保全活動の充実 ③ 環境に関する情報受発信の充実

基本目標

1

気候変動に適応し脱炭素を実現するまち 〔北区地球温暖化対策地域推進計画〕 〔北区気候変動適応計画〕

区は、令和3（2021）年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「2050 カーボンニュートラル^{※1}」の実現に向けて、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入など、これまで取り組んできたCO2排出量の削減に向けた取組み（緩和策^{※2}）をより一層推進し、区民や地域、事業者と一体となって、将来的な脱炭素社会の実現を目指します。

また、近年、地球温暖化による気候変動との関連が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や都と連携しながら気候変動の影響に対応する取組み（適応策^{※3}）の強化を図ります。

※1 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。

※2 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制、削減するための対策

※3 気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく対策

地球温暖化対策 ～緩和策と適応策

緩和 とは？

原因を少なく

緩和策の例

節電・省エネ
OFF
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応 とは？

影響に備える

適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
水利用の工夫
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

2つの

気候変動対策

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

現状と課題

区の温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の動向（要 最新情報に更新）

区の温室効果ガス排出量

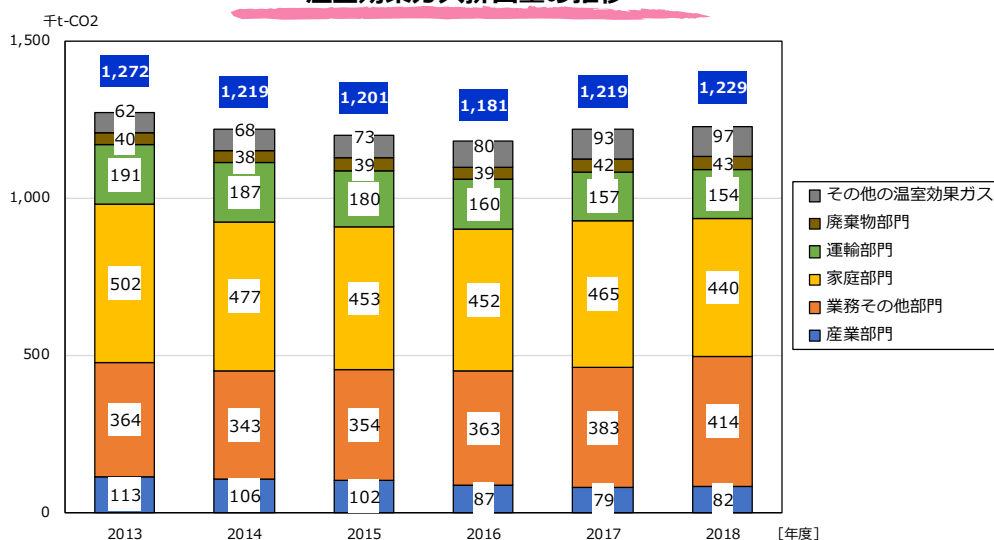
北区の温室効果ガス排出量は、平成 30（2018）年度に 1,229 千 t-CO₂ となっており、基準年度である平成 25（2013）年度の 1,272 千 t-CO₂ から約 3.4%の減少となっています。

また、温室効果ガスのうち二酸化炭素が 92.1%を占めています。

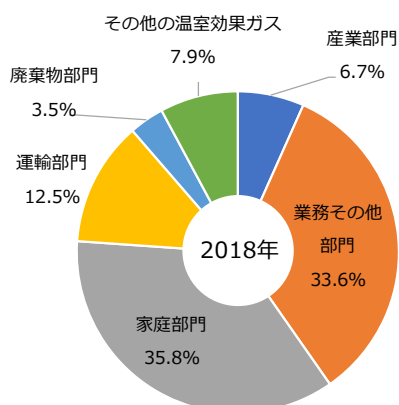
平成 25（2013）年度以降の推移を見ると、平成 28（2016）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29（2017）年度は、業務その他部門、家庭部門において、暖房の使用増加が要因と考えられる排出量の増加がみられます。

部門別では、家庭部門が 440 千 t-CO₂、35.8%を占めており、次いで業務その他部門 414 千 t-CO₂、33.6%、運輸部門 154 千 t-CO₂、12.5%などとなっています。産業部門、家庭部門、運輸部門は減少傾向にありますが、業務その他部門、廃棄物部門、その他の温室効果ガスは増加傾向にあります。

温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガス排出量の部門別構成比



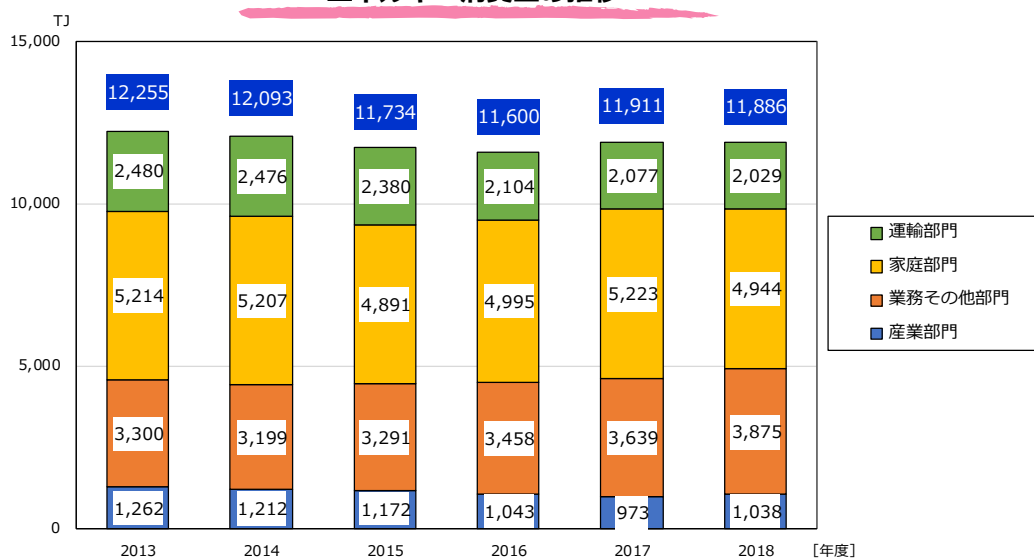
区のエネルギー消費量

北区のエネルギー消費量は、平成 30（2018）年度に 11,886 TJ となっており、基準年度である平成 25（2013）年度の 12,255 TJ から約 3.0%の減少となっています。

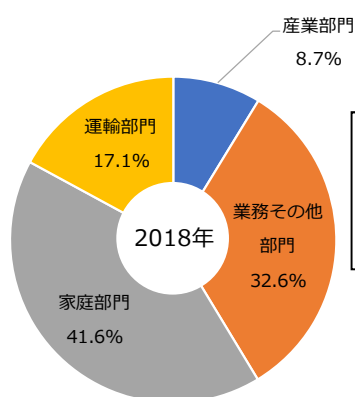
部門別では、家庭部門が 4,944 TJ、41.6%を占めており、次いで業務その他部門 3,875 TJ、32.6%、運輸部門 2,029 TJ、17.1%などとなっています。

平成 25（2013）年度以降の推移を見ると、平成 28（2016）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29（2017）年度以降は増加傾向となっています。部門別では、業務その他部門は増加傾向にありますが、その他の部門は減少傾向にあります。

エネルギー消費量の推移



エネルギー消費量の部門別構成比



エネルギー消費量の削減状況の表は、P36の表と全く同じなので、P33に合わせて削除しています。

第2次北区地球温暖化対策地域推進計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成状況

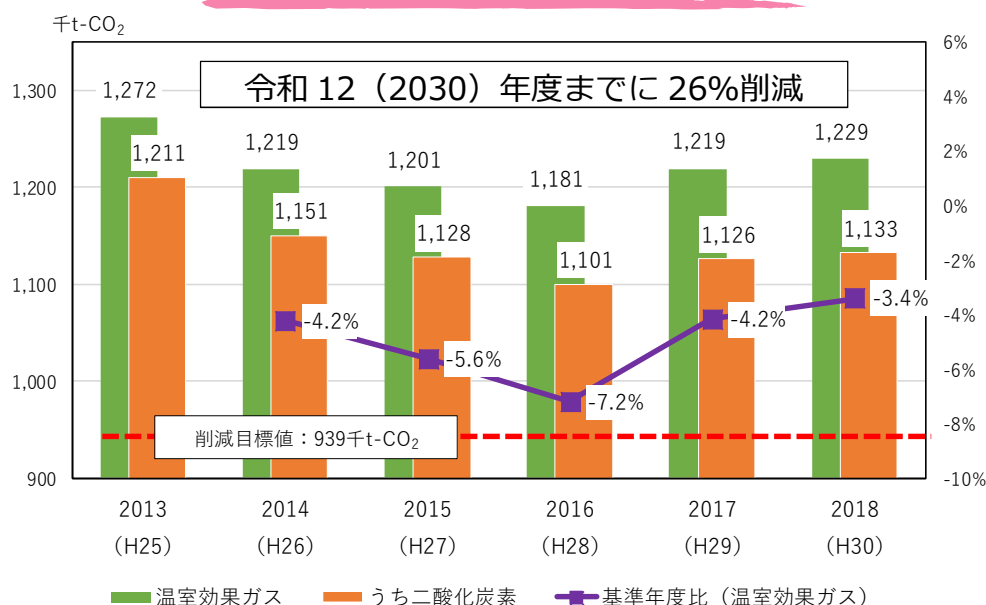
温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

北区の温室効果ガス排出量は、平成30（2018）年度に1,229千t-CO₂となっており、基準年度である平成25（2013）年度の1,272千t-CO₂から約3.4%の減少にとどまり、削減目標である26%削減を達成していません。

炭素集約度（＝二酸化炭素排出量／エネルギー消費量）は全ての部門で減少傾向にあり、電力の排出係数の改善や効率の良い省エネ機器への更新などが進んだ様子がうかがえます。

一方で、地域活力の向上に向けた取組みが効果を発揮し、排出量の増減に関わりの深い業務その他部門における商業・業務系事業者数や建築物、家庭部門における世帯数や住宅が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況



炭素集約度の推移

単位：t-CO₂/TJ

部門	平成25 (2013) 年度	平成30 (2018) 年度	削減率
産業部門	89.7	78.9	-12.1%
業務その他部門	110.3	106.7	-3.3%
家庭部門	96.4	89.0	-7.6%
運輸部門	76.9	75.9	-1.3%

温室効果ガス排出量の削減状況

単位：千t-CO₂

部門	平成25 (2013) 年度	平成30 (2018) 年度	削減率	削減目標値※
産業部門	113	82	-27.7%	-29%
業務その他部門	364	414	13.6%	-25%
家庭部門	502	440	-12.4%	-25%
運輸部門	191	154	-19.2%	-32%
廃棄物部門	40	43	6.5%	-21%
二酸化炭素合計	1,211	1,133	-6.5%	-26%
その他ガス	62	97	56.7%	-24%
合計	1,272	1,229	-3.4%	-26%

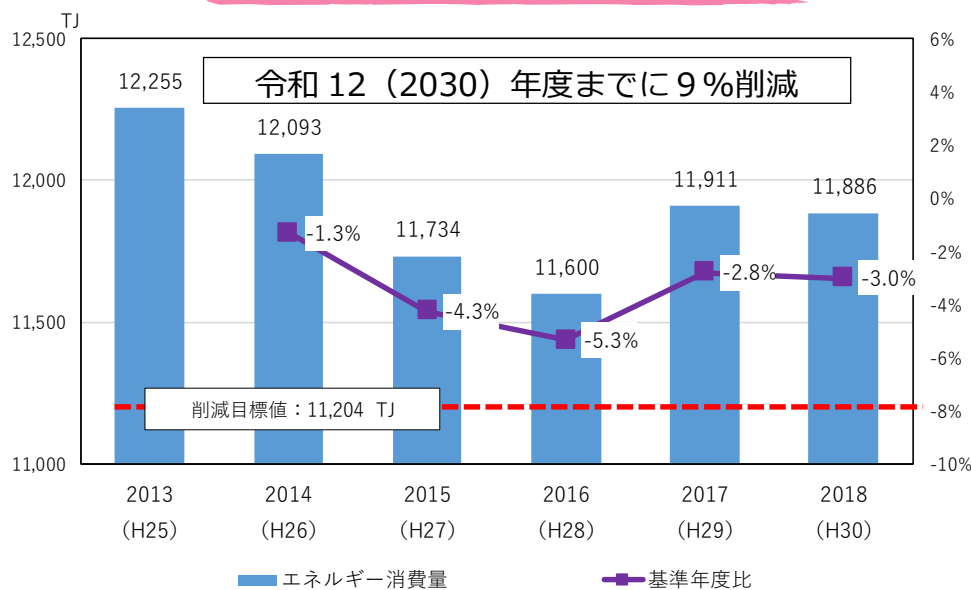
※「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度目標値

第2次北区地球温暖化対策地域推進計画のエネルギー消費量の削減目標の達成状況

北区のエネルギー消費量は、平成30（2018）年度に11,886 TJとなっており、基準年度である平成25（2013）年度の12,255 TJから約3%の減少にとどまり、削減目標である9%削減を達成していません。

温室効果ガス排出量の傾向と同様に、エネルギー消費量の増減に関わりの深い業務その他部門における商業・業務系事業者数や建築物、家庭部門における世帯数や住宅が増加したことが、未達成となった要因と考えられます。

エネルギー消費量の削減目標の達成状況



エネルギー消費量の削減状況

単位：TJ

部門	平成25 (2013) 年度	平成30 (2018) 年度	削減率	削減 目標値※
産業部門	1,262	1,038	-17.7%	-14%
業務その他部門	3,300	3,875	17.4%	-0.1%
家庭部門	5,214	4,944	-5.2%	-2%
運輸部門	2,480	2,029	-18.2%	-30%
合計	12,255	11,886	-3.0%	-9%

※「第2次北区地球温暖化対策地域推進計画」における2030年度目標値

 区の温室効果ガス排出量の将来推計

資料3 (1209)「温室効果ガス削減目標検討」参照

将来推計ケース等の選定後、本計画に記載

気候変動の動向

IPCC 第 5 次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。

確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系の損失などが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁の共同で、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

気候変動による将来の主要なリスク

1 海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small>	2 洪水 豪雨 <small>(大都市)</small>	3 インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small>
4 熱中症 <small>(死亡、健康被害)</small>	将来の 主要なリスク とは？ <small>複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典) IPCC 第5次評価報告書 WGII</small>	5 食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small>
6 水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small>	7 海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small>	8 陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small>

2100 年末に予測される日本への影響

日本への影響は？		
2100年末に予測される日本への影響予測 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)		
気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干涸	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
健康	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典: 環境省環境研究総合推進費 5-6 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

農作物

気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等が懸念されています。

コメでは、白未熟粒（デンプンが十分に詰まらず白く濁ること）や胴割粒（亀裂が生じること）の発生等、コメの品質の低下が、既に全国で確認されており、一部地域や極端な高温年には収穫の減少も報告されています。



生態系への影響

自然生態系に及ぼす影響としては、植生や野生生物の分布の変化等が既に確認されています。気温の上昇により、湖沼や河川等の水温の上昇や水質の変化をもたらす可能性があります。

また、里山の雑木林に竹林の分布が拡大し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を及ぼす可能性があります。



自然災害・水資源への影響

短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害など、甚大な被害が各地で生じることが懸念されています。

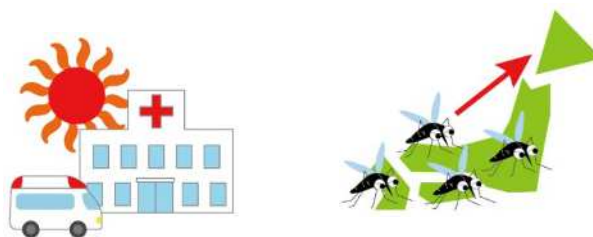
近年、短時間強雨や大雨が発生する一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、渇水の頻発化、長期化、深刻化が懸念されています。



健康への影響

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、特に記録的な猛暑となった平成 22（2010）年には、1,700 人を超え、過去最多の死亡者数となっています。

また、感染症については、デング熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域が北上しており、平成 28（2016）年には青森県に達し、将来的には北海道へと拡大すると予測されています。



産業・経済活動への影響

製造業、商業、建設業等の各種の産業においては、豪雨や強い台風等、極端現象の頻度・強度の増加が、甚大な被害をもたらす可能性があります。

また、世界各地の気候変動により影響が、サプライチェーンを通じて、国内の産業・経済に影響を及ぼすことも懸念されます。

国民生活・都市生活への影響

各地で記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、渇水や洪水、水質悪化等による水道インフラへの影響等が確認されています。

また、サクラ、カエデ、セミ等の生物季節の変化が報告されています。

また、ヒートアイランド現象に気候変動による気温上昇が重なり、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしています。



イラスト出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

北区における気候変動の影響と将来予測

気温・降水等の現状

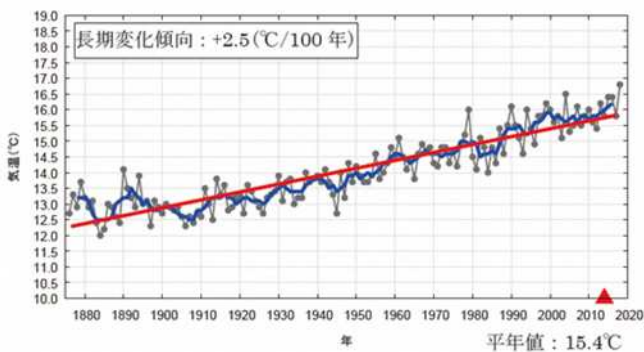
・年平均気温・年降水量の現状

東京管区気象台の年平均気温は、1897年～2016年において、100年あたり2.5℃の割合で上昇しています。特に冬の平均気温の上昇幅が他の季節に比べて大きくなっています。

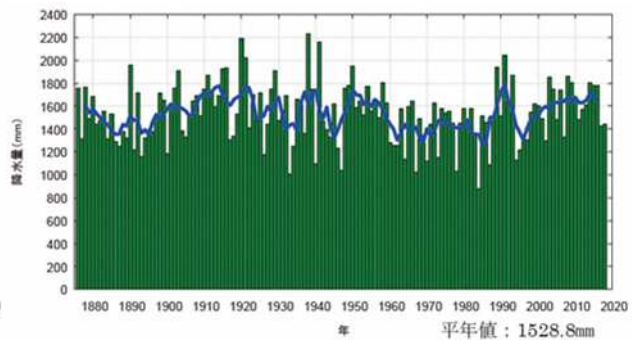
年降水量には、有意な変化傾向はみられません。

なお、短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の年間発生回数は、観測データが少なく、明確な変化傾向は確認できませんが、気象庁がまとめた全国1,300地点の発生回数では、最近10年間（2010～2019年）の平均年間発生回数（約327回）は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.4倍に増加しています。

東京の年平均気温の変化



東京の年降水量の変化

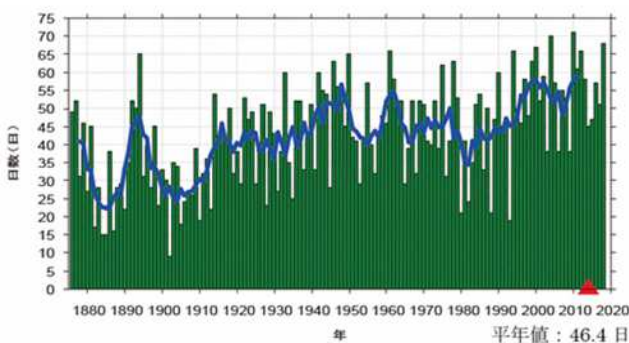


出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

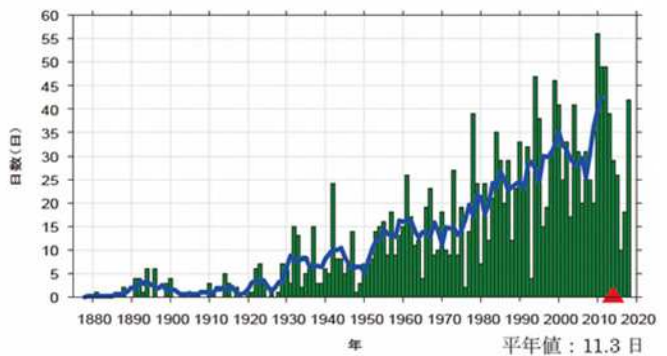
・真夏日・熱帯夜、冬日の日数の推移

東京管区気象台で観測された真夏日、熱帯夜の年間日数は増加傾向で変化しており、冬日日数は減少傾向となっています。

東京の真夏日日数の変化



東京の熱帯夜日数の変化



出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

■ 気温・降水等の将来予測

● 北区における気候変動影響の評価

資料2「気候変動適応計画案」参照

施策の方向性

施策の方向性

<p>(1) 脱炭素社会に向けた 緩和策の推進 【北区地球温暖化対策地域推進計画】</p>	<p>① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの利用促進 ③ 脱炭素型まちづくりの推進</p>
<p>(2) 気候変動適応策の推進 【北区気候変動適応計画】</p>	<p>① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 区民生活への影響対策の推進</p>

主に関連する SDGs



北区地球温暖化対策地域推進計画の目標

区内の温室効果ガス排出削減目標

資料3（1209）「温室効果ガス削減目標検討」参照

削減目標値等の選定後、本計画に記載

成果指標

項目		目標値 令和12（2030）年度	現状値	
			数値	年度
北区域の温室効果ガス排出量	千 t -CO ₂			
北区域のエネルギー消費量	TJ			
太陽光発電システムの助成件数（累計）	件			
及び導入によるCO ₂ 削減量	t -CO ₂			
区民1人1日あたりのごみ排出量	g			

北区気候変動適応計画の目標

温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避、軽減する適応策に取り組み、生命や財産、暮らしや活動を守ることにより、人々・事業者から選ばれ続けるまちを実現する。

基本戦略

① 区の施策全般にわたって、気候変動適応に取り組む

気候変動による影響は、自然災害だけでなく、生活や産業の幅広い分野にわたり現れています。関連するあらゆる施策に気候変動適応の考え方を取り込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。

② 優先的に取り組む分野を設定する – 自然災害・健康・区民生活

幅広い分野に及ぶ気候変動の影響ですが、区民にとって影響が大きいと考えられる分野・項目に重点を置くなど、優先順位をつけて取り組みます。

③ あらゆる主体と連携・協働して、地域特性に応じた対策を講じる

流域治水をはじめとした面的対策を必要とする施策は、国や東京都、近隣自治体と連携して取り組むとともに、区民や事業者と相互に協働して、区の特性を考慮した取組みを推進していきます。

④ 気候変動に関する情報の収集・提供体制を整備する

区民や事業者をはじめとしたあらゆる主体と連携・協働して気候変動適応の施策を推進するために、科学的知見に基づいた気候変動に関する情報の収集、積極的な情報の周知や啓発に取り組みます。

成果指標

項目		目標値 令和 12 (2030) 年度	現状値	
			数値	年度
浸水被害件数	棟			
土砂災害発生件数	件			
熱中症救急搬送者数	人			
気候変動の影響として認知している区民の割合	熱中症	%		
	感染症			
緑化指導における新たな緑化面積	m ²			

北区の取組み

施策の方向性（1） 脱炭素社会に向けた緩和策の推進

1 省エネルギーの推進

家庭の省エネルギー促進

区民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、個人住宅・集合住宅に省エネタイプの機器・設備導入を進めるための支援を行います。

事業所の省エネルギー促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検実施の周知と普及などの取組みを推進していきます。

区役所をはじめとする公共施設においては、「北区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、区の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

建築物の省エネルギー促進

建築物の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行います。

家庭の省エネの記述に事業所の省エネの記述と全く同じものがあつたので削除しましたが…（家庭の省エネ診断って??）

次ページの「再生可能エネルギーの適切な導入」のところに加筆したのですが、どこかに「ZEB/ZEH」というワードを入れたいです。

建物の省エネ+創エネで ZEB/ZEH なので、どういう風を書くか迷いますが。

2 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーの適切な導入

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進します。

また、建築物の省エネルギー化とともに再生可能エネルギーの導入を促進し、年間のエネルギー消費ゼロを目指した住宅や建物（ZEH・ZEB）の普及拡大を図ります。

広域連携による再生可能エネルギーの調達

全国の自治体や企業との広域的連携によるカーボンオフセット、森林環境譲与税の活用方策、再生可能エネルギーの調達方法について検討します。

3 脱炭素型まちづくりの推進

移動における脱炭素化の促進

自動車の使用について電気自動車・燃料電池自動車の普及を図るとともに、エコドライブへの心がけを啓発します。

また、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

スマートシティの推進

地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築や、エネルギーの面的利用の推進など、個人や建物単位による省エネルギー等の取組みだけではなく、地域全体でエネルギーの効率化を図る取組みを推進します。

施策の方向性（2） 気候変動適応策の推進

1 自然災害対策の推進

豪雨の増加や台風の大規模化等による河川氾濫、浸水や土砂崩れなどの自然災害対策について、国及び東京都と連携した河川改修や建築物の設備における対策などハードの対策と、災害時の行動指針やハザードマップの作成・公表など、区民等に向けた情報発信・普及啓発などソフトの対策の両面を推進します。

取り組みの推進にあたっては、2018（平成30）年に改定した「北区地域防災計画」、2022（令和4）年に策定した「北区国土強靱化地域計画」や「大規模水害避難行動支援計画」など、防災に関する計画に示す方針に基づき、今後、より大きくなるリスクに対応できるよう、適宜、検証と見直しを図っていきます。

2 健康被害対策の推進

真夏日や猛暑日の増加などにより、暑熱による熱ストレスが増大し、熱中症のリスクがより高まっていることから、施設における熱ストレスを軽減する設備の導入、利用時間等の変更や注意喚起などを行うとともに、予防に関する情報提供などの普及啓発を推進します。特に、高齢者や子どもなど影響を受けやすい区民を対象にした取り組みを充実させます。また、まちなかの避暑地として、公共施設をはじめ、事業者へ「クールスポット」の設置を呼びかけます。

今後、気温上昇などにより感染症を媒介する生き物（蚊やマダニ、ネズミなど）の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報発信などを推進します。

3 区民生活への影響対策の推進

ヒートアイランド現象による温度上昇を抑制するため、建築物の蓄熱抑制や、まちなかの緑化を推進します。また、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。

これら区民生活への影響が大きい分野の対策に取り組むことにより、緑や憩いの場にあふれるまち、災害に強いまちなど、区民や事業者等がより暮らしやすく、働きやすいまちとしての魅力を創出していきます。

区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHICE 運動」に参加しましょう。
2. 徒歩や自転車、公共交通機関で出かけ、できるところからマイカー利用を見直しましょう。
3. 再生可能エネルギー電力契約への見直しや太陽光発電、蓄電池の導入に努めましょう。
4. 住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅の導入を検討したり、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めましょう。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成など、風水害の発生に備えた防災対策を行いましょう。

事業者が実施する5つの取組み

1. 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHICE 運動」に参加しましょう。
2. 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
3. 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施しましょう。
4. 再生可能エネルギー電力や太陽光発電、蓄電池の導入に努めましょう。
5. ハザードマップの確認やマイ・タイムラインの作成など、風水害の発生に備えた防災対策を行いましょう。

基本目標

2

資源循環の輪をつなげるまち

現状と課題

現状

2019年度の北区のごみの総排出量は、64,439 tであり、2015年度までは減少傾向にありましたが、近年は65,000 t前後で推移しています。

区民一人一日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあり、2018年度は606g/人・日となっており、特別区の平均797g/人・日を下回っています。

北区では、古紙は集積所回収、缶、びん、ペットボトルはステーション回収、紙パック、発泡トレイなどは拠点回収を行っているほか、紙類などは集団回収を実施し、ごみの再資源化に努めています。

2019年度の資源回収量は11,318 t、集団回収量は5,776 tとなっており、資源回収量、集団回収量とも減少傾向にあります。

ごみ収集量の推移

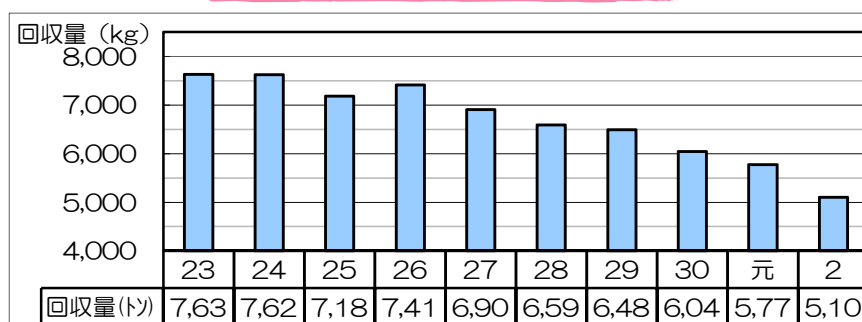
(単位：ト)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
可燃	65,796	65,238	64,346	63,475	63,282	61,995	62,106	62,030	62,181	63,816
不燃	3,264	2,886	2,718	2,347	2,040	1,576	1,617	1,716	212	189
粗大	2,288	2,264	2,408	1,710	1,675	1,694	1,761	1,752	2,053	2,002

・北区が収集しているものに限る（産廃及び業者等が収集する事業系一廃を除く。）

・粗大ごみ・不燃ごみから回収した資源は除く（金属資源：粗大26.4～、不燃26.10～、びん資源：不燃28.10～29.3）

集団回収量の推移

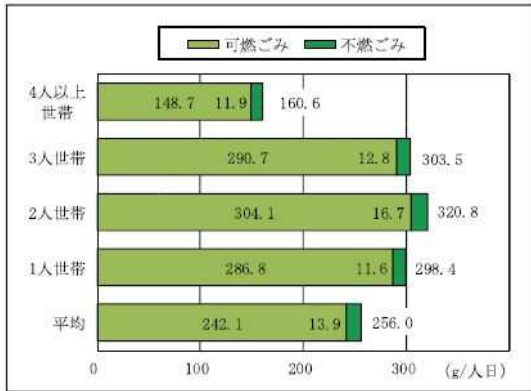


出典：北区の環境（令和2年度実績）

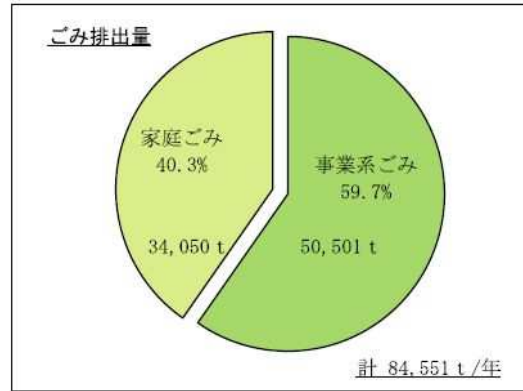
さらに北区のごみの組成に着目すると、令和元年度に実施した北区のごみの排出原単位調査から推計される、家庭ごみと事業系ごみの割合は約40：60となっており、世帯人数別のごみ排出量の平均は可燃ごみが242g、不燃ごみが14gです。

また、可燃ごみの中には資源化可能物が13.8%、不燃ごみが0.4%、合計で14.2%の分別不適物が混入しており、不燃ごみの中には資源化可能物が25.8%、可燃ごみが8.3%、合計で34.1%の分別不適物が混入しています。

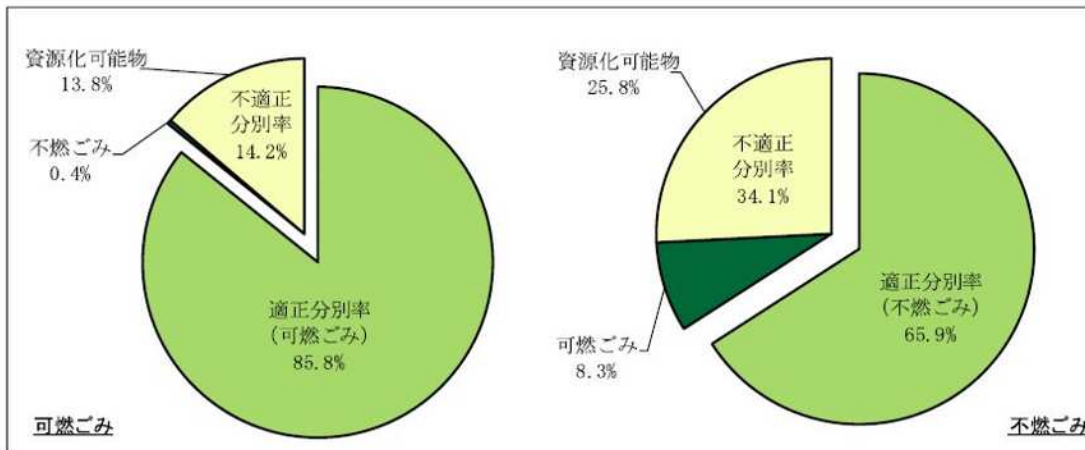
世帯人数別のごみ排出量



家庭ごみと事業系ごみの割合



資源化可能物及び不適正分別の割合



出典：北区一般廃棄物処理基本計画 2020

課題

ごみが排出される前の段階で「ごみを作らない」というライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めつつ、ごみとして排出されたものを再生利用（リサイクル）するなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。また、高齢者などごみ出しに困難を伴う区民への対応等も含めて、よりよい収集の方法について検討を進めていく必要があります。

一方、区では事業系ごみがごみ排出量の約6割を占めていると推計され、排出事業者の規模や業種に合わせた指導・助言を行うことにより、事業系ごみの減量を促進する必要があります。

また、ごみの中には、資源として利用できるものも混入しており、分別の徹底を周知・啓発するとともに、資源化を行う品目の拡大を検討する必要があります。

このほか、食品ロス削減の強化が求められているほか、海の生態系に甚大な影響を与え、世界的な問題となっているプラスチック製品についての生産・使用の削減が必要とされています。特に、廃プラスチックの約半分を占めるレジ袋やペットボトルなどの使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減に向けた一層の取組が必要となっています。

施策の方向性

施策の方向性

<p>(3) 資源循環型システムの構築</p>	<p>① ごみの減量化の推進 ② 資源の有効利用の推進 ③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発</p>
<p>(4) ごみの適正処理の推進</p>	<p>① 収集運搬体制の充実 ② 処理体制の充実</p>

主に関連する SDGs



成果指標

項目	目標値 (2030年度)	現状値 (2021年度)
<p>検討中</p>		

北区の取組み

施策の方向性（3） 資源循環型システムの構築

1 ごみの減量化の推進

広報誌やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）によるごみの発生抑制のための情報を継続して提供します。

また、区民や事業者の独自性を優先した発生抑制の取組みを推進するために、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

2 資源の有効利用の推進

ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく区民や事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、資源物の集積所回収をはじめ、集団回収活動への支援など、誰もが参加しやすい資源物回収に引き続き取り組んでいきます。

事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

3 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

持続可能な経済成長・発展を実現する経済システムである循環経済への転換に向けて、循環経済の意義について周知するとともに、区民に対するエシカル消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼び掛けていきます。

施策の方向性（4） ごみの適正処理の推進

1 収集運搬体制の充実

一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、プラスチック資源の収集や高齢者世帯の増加など将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬を行います。

2 処理体制の充実

一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、ごみの適正な処理に努めるほか、安全性、経済性に優れた処理残渣の減量化や再資源化に資する環境への負荷が小さい中間処理技術の調査・検討を継続的に行います。

区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底しましょう。
2. すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにしましょう。
3. 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量しましょう。
4. 家庭や飲食店では、食品の食べ残しが発生しないようにしましょう。
5. 買い物はマイバッグを持参し、可能な限りレジ袋は受け取らないようにしましょう。

事業者が実施する5つの取組み

1. 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルしましょう。
2. レジ袋の削減に努めましょう。
3. ばら売りや量り売りを増やしましょう。
4. 飲食店では、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけましょう。
5. 環境にやさしい製品や、リサイクル素材・製品を積極的に使いましょう。

現状と課題

現状

北区には、飛鳥山、崖地、河川敷等といった今なお貴重な緑が残っており、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性がみられます。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた音無親水公園などがあり、みどりのまちなみを形成し、憩いの場となっています。

北区では、区民と連携しながら生きものの調査を行っており、その結果をとりまとめた身の回りの生きものを紹介したガイドブック「北区の生きもの」として小学校に配布しています。また、区内を浮間・赤羽エリア、王子エリア、田端・滝野川エリアの3つに分けて、北区独自の生物マップも作成しています。

また、北区を流れる河川において、昭和 59 年度から「北区河川生物生息調査」を実施しており、令和 2 年度の調査では、レッドリスト記載種や外来種を含む 30 種類の魚類を確認しました。毎年度の調査により、地球温暖化の影響と考えられる特定種の生息範囲の北上などが確認できています。

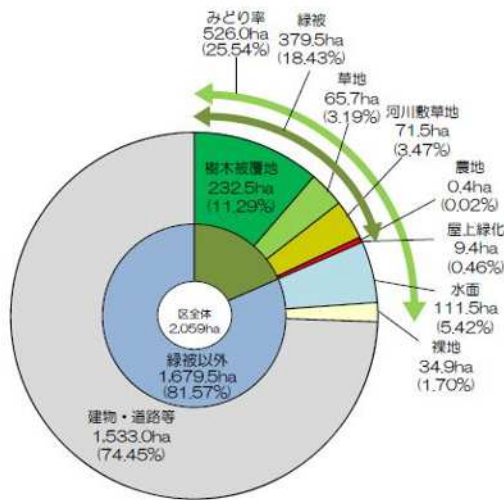
北区の生きものと生物マップ



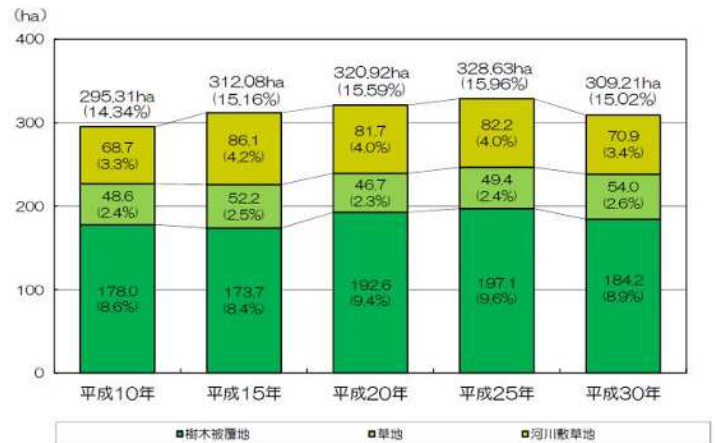
一方、北区には、合計 201 ヶ所、総面積 1,053,938 m²の公園・緑地が整備されていますが、令和 3（2021）年時点における区民一人当たりの公園面積は、2.92 m²と区部平均の 4.31 m²を下回っています。2018 年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は 379.51ha、緑被率は 18.43%となっており、前回の 2013 年調査時より若干減少しています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31（2019）年に策定された「新河岸川流域水循環マスタープラン」などにに基づき、国や東京都と連携して流域の総合治水対策に取り組むほか、地下水かん養の促進、区民が集う水辺環境の形成などの取組みを推進しています。

緑被の内訳



緑被面積の推移 (50㎡以上)



出典：北区緑の基本計画 2020

課題

私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑をより、将来にわたって保全していくことが必要です。

また、区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

一方、区民1人あたりの公園面積は近年増加傾向にあるものの、公園の分布が地域によって偏在していること、また区民の公園に対するニーズも多様化していることから、緑の量だけでなく、地域の特徴をふまえ、魅力を実感できる質の高い緑づくりが求められています。

さらに、まちなかの緑化や公園・緑地等オープンスペースの確保、水辺環境の保全などは、気候変動や自然災害への対応、環境学習やレクリエーション、健康増進といった豊かな生活空間の形成に寄与するグリーンインフラの活用という考え方に基づいて、より一層推進していく必要があります。

施策の方向性

施策の方向性

(5) 豊かな緑・水辺の保全	① 地域に密着した緑の保全 ② 生物多様性の保全と回復 ③ 水辺環境・水循環の保全
(6) 質の高い緑の創出と活用	① 公園・緑地の整備・維持管理 ② まちなかの緑化推進 ③ 区民とともにある緑の活用

主に関連する SDGs



成果指標

項目	目標値 (2030 年度)	現状値 (2021 年度)
検討中		

北区の取組み

施策の方向性（5） 豊かな緑・水辺の保全

1 地域に密着した緑の保全

樹林や樹木は、市街地の貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地（ハビタット）を提供しているため、継続して保全していきます。また民有地にある良好な樹林や樹木、生垣は保護指定し、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線のみどりの継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

2 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑の創出・管理を促進します。

また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止に努めます。

3 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

流域自治体との連携体制を保持していきます。

施策の方向性（6） 質の高い緑の創出と活用

1 公園・緑地の整備・維持管理

公園等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、誰もが安全で安心した利用を続けられるよう適正な維持管理に努めます。

2 まちなかの緑化推進

公共施設や民間施設、私有地の緑化を推進し、区民の生活に豊かさやうるおいを与えると共に、オープンスペースの確保などによる都市防災及び多様な生きものが存在できる都市環境への寄与など、緑の持つ多様な機能に着目し、快適かつ安全・安心で自然豊かなまちなみの形成を図ります。

また、公共施設の緑化をはじめ、生垣造成や屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化などによる私有地の緑化を促進するため、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。

3 区民とともにある緑の活用

スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場、地震や火災、風水害に対する防災機能など、緑の持つ多様な機能に着目しながら、より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりと活用を進めていきます。

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。

また、緑を活用したイベントや環境学習講座の継続、更なる充実に取組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくり出します。

区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加しましょう。
2. 区や地域の緑化活動に進んで協力、参加しましょう。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加しましょう。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めましょう。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。

事業者が実施する5つの取組み

1. 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加しましょう。
2. 区や地域の緑化活動に進んで協力、参加しましょう。
3. 区民や区が実施する自然観察会や体験型学習イベントなどに協力・参加しましょう。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めましょう。
5. 敷地内や屋上など周辺の緑化に努めましょう。

現状と課題

現状

東日本大震災という未曾有の大災害により、インフラの途絶や多数の帰宅困難者の発生、震災後も長期的に継続するがれきへの対応等、大規模地震が招くさまざまな課題が顕在化し、これまでの防災・減災対策のあり方が大きく問われることとなりました。

また、北区には4つの河川（荒川、新河岸川、隅田川、石神井川）が流れており、台風の接近・上陸に伴う大雨や集中豪雨によって、これら河川が氾濫し、大規模水害に見舞われる可能性があります。また、区内の公共下水道は、1時間当たり50ミリメートルの降雨を想定した整備をおおむね完了していますが、一時的にそれを上回るような強い雨が降ると、下水管の排水能力を超えてしまい、浸水被害発生懸念が生じます。

さらに、台地と低地の境をはしる崖線においては、台風や大雨、梅雨時などの長雨などにより急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生する危険性があります。

北区洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ



地震のことも一応言及したい。気候変動の施策と一部かぶるところも出てくるが、それは再掲とか関連施策ということで整理したい。なんとなく基本目標1の気候変動では施設の整備、ここではまちづくりという視点からの施策、というイメージ。

土砂災害ハザードマップを追加。なお、洪水ハザードマップは今年度中に改定予定。

区内では、北区役所第1庁舎、滝野川分庁舎、なでしこ小学校で大気汚染の常時監視が行われており、2020（令和2）年度は光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。

そのほか、区内を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川と浮間ヶ池、赤羽自然観察公園における定期的な水質調査や、区内の主要道路における騒音調査などが実施されています。

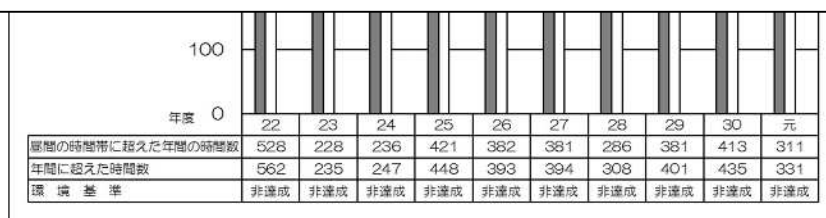
近年、公害苦情の件数が微増傾向にあり、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動や、一般家庭から発生するクーラー・ピアノなどの騒音やスナックを始めとする飲食店などから発生するカラオケ・人声等の深夜騒音への苦情などが多くなっています。

区の景観については、「みんなでつくる北区景観百選 2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について区民が主体となった景観づくりを推進しています。

光化学オキシダント（Ox）の測定結果推移

水質や騒音測定の結果までは詳細に不要？大気も光化学オキシダントがどれだけ重要なこととかはよくわからない。もともとの表はどこからとったもの？SPMは滝野川分庁舎で測定してる？なお、北区の環境は令和2年度のもの最新。（データは送ってなかったかもしれませんが、すみません）とりあえず光化学オキシダントの測定推移のグラフを添付してます。

あと、地域美化で言うと、まちの清潔と言う点で、景観だけでなく、ポイ捨て防止や喫煙環境の整備といったところも言及しなければならない。（今後要検討）



出典：北区の環境（令和2年度）

課題

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、国や東京都との連携を強化し、河川や下水道の整備、などの流域治水対策、高台まちづくり、急傾斜地の対策などを進めていく必要があります。

また、都市の防災機能向上のため、災害時の貴重なオープンスペースとなる公園や緑地の整備を進めるほか、自立型・分散型のエネルギーシステムの導入など、非常時に災害対策本部となる庁舎や避難所となる公共施設・学校等の、機能維持・向上を図る対策が求められています。

大気、水質、騒音・振動、化学物質などの監視・測定を継続するとともに、住工混合が進むなか、工場を発生源とする騒音・振動など地域特性に応じた対策が必要となっています。

また、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。

地域美化に関しては、アンケート調査による区民の満足度が低下しており、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。

施策の方向性

施策の方向性

(7) 安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強いまちづくりの推進 ② 身近な環境対策の推進 ③ 監視、測定の実施
(8) 快適なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ① まちの美化 ② 良好な景観形成の推進

主に関連する SDGs



成果指標

項目	目標値 (2030 年度)	現状値 (2021 年度)
検討中		

北区の取組み

施策の方向性（7） 安全・安心な生活環境の確保

1 災害に強いまちづくりの推進

関係機関と連携しながら、風水害に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進するとともに、災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を図ります。

また、道路の拡幅整備やバリアフリー化による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など、都市防災機能の強化を図ります。

2 身近な環境対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び区民の環境に対する満足度向上に向けた取組みを実施していきます。

3 監視、測定の実施

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類など、区内の環境状態の監視・測定を実施します。

施策の方向性（8） 快適なまちづくりの推進

1 まちの美化

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対する区民・事業者のモラルを向上させるとともに、地域との協働によるまちの美化の取組みとして、「ポイ捨て防止キャンペーン」等を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

2 良好な景観形成の推進

良好なまちの景観を形成するため、「北区景観づくり計画」等に基づく、開発行為等における景観への取組みを実施し、地域の特色を生かした北区らしい景観づくりを推進します。

区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
2. 近隣に迷惑がかからぬように、所有している土地や建物を適切に管理します。
3. ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのフンは必ず持ち帰りましょう。
4. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
5. 地域の景観づくり活動に参加しましょう。

事業者が実施する5つの取組み

1. 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守しましょう。
2. 法律に基づき廃棄物を適正に処理しましょう。
3. 近隣に迷惑がかからぬように、所有している土地や建物を適切に管理します。
4. 地域の美化運動に積極的に協力しましょう。
5. 地域の景観づくり活動に参加しましょう。

基本目標

5

環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

現状と課題

現状

区では、「北区環境大学」や「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」などにおいて、自ら考え行動する力を養うことを目的とした講座やみどりへの関心高揚を目的とした講座が、幼児とその家族、小学生、中高生、社会人・大学生など、それぞれの年代に応じて開催されています。

「自然ふれあい情報館」では、区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるため、自然園の田んぼは、隣接する小学校の児童を中心にもち米などが育てられています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度以前までは、参加者は増加傾向にあり、近年の環境問題に対する危機感から関心が高くなっていることが伺えます。

また、子どもの頃から環境に関心を持ち、地球にやさしい生活を心がけることが習慣化できるよう、区立小学校の小学校5年生の児童が、夏休みの間に日常生活での省エネルギーやリサイクルなどをチェックする取組みが行われています。

このほか、地域における環境活動を実践し、持続可能な社会を担う人材育成およびその活動などを支援することを目的とした「環境学習リーダー養成講座」や「こどもエコクラブ」などにより、次世代の環境活動の牽引役を担う人財の育成を支援しています。

区内の事業者に向けては、再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入助成を実施しており、利用件数が増加しています。

課題

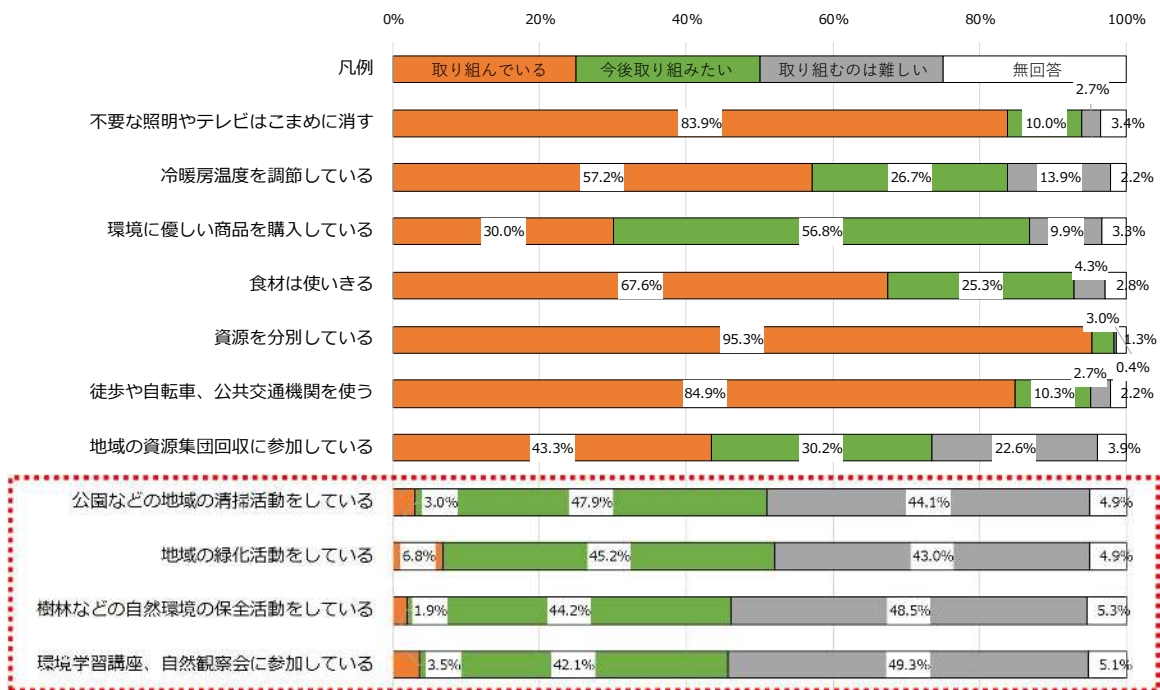
環境に関する意識・意向調査の結果から、日常的な省エネ行動やごみ・資源の分別活動は、習慣として定着しており、また、今後の取組意欲も高い傾向がみられますが、地域の環境活動や環境学習講座・自然観察会などへの参加率は10%以下となっています。時間的な制約のほか、そもそも活動があることを知らないという回答もあることから、より区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法について工夫が必要であるとともに、参加したくなる講座やイベント開催を企画、実施していく必要があります。

また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、子どもたちへの環境教育の充実が重要です。

事業者においては、これまでの環境活動に対する手間やコストに対する懸念を払拭し、昨今の社会的要請を踏まえた環境経営への転換への必要性を伝えていくとともに、環境に配慮した事業活動が評価されるような仕組みが必要と考えられます。

これまで以上に区民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かす取組みが求められることから、より多くの区民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、子どもから大人まで、自然と環境保全活動に参加できるプログラムの構築が求められています。

環境活動への参加の状況



出典：北区の環境に関する意識・意向調査（令和3年度）より抜粋

施策の方向性

施策の方向性

(9) 環境に配慮した行動の実践	① 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換
(10) 環境教育・環境学習の推進	① 学校における環境教育の充実 ② 地域における環境学習機会の拡充
(11) パートナーシップによる環境活動の推進	① 環境保全活動への支援 ② パートナーシップによる環境保全活動の充実 ③ 環境に関する情報受発信の充実

主に関連する SDGs



成果指標

項目	目標値 (2030 年度)	現状値 (2021 年度)
検討中		

北区の取組み

施策の方向性（9）

環境に配慮した行動の実践

1 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、区民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、区民・事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行います。

施策の方向性（10）

環境教育・環境学習の推進

1 学校における環境教育の充実

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、なお一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題や気候変動問題などに関する教育の取組みを推進します。

2 地域における環境学習機会の拡充

地域における環境学習は、幅広い世代を対象とした環境学習の活性化を図ります。

また、より多くの区民の興味を引き付ける活動内容の立案や、区民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上をめざします。

施策の方向性（11）

パートナーシップによる環境活動の推進

1 環境保全活動への支援

区民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。

また、経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業の環境経営に関する取組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

2 パートナーシップによる環境保全活動の充実

環境学習講座・緑化講習会の開催を通じ、環境ボランティアの育成を図ります。また、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができるリーダーの育成を進めます。

区内の環境団体やボランティア、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

3 環境に関する情報受発信の充実

様々な媒体を活用した区内の環境の現状や環境保全活動に係る情報発信など、わかりやすい形で情報を入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報を提供します。

また、区内で環境活動を行っている区民や環境保全団体、事業者等の取組みや成果の情報を共有し、広く周知するための仕組みづくりの検討を行います。

コラム 高校生ワークショップ（令和3年 11/10.17）
テーマ：北区の環境の将来像・環境に関する情報発信について

区民・事業者の取組み

区民が実施する5つの取組み

1. 環境に優しい生活や行動を心がけましょう。
2. 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加しましょう。
3. ボランティアなどの協働活動に参加しましょう。
4. 環境に関心を持ち、環境保全活動に関する情報をキャッチしましょう。
5. 自主的に環境学習に取り組みましょう。

事業者が実施する5つの取組み

1. 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）や脱炭素経営を検討しましょう。
2. 区民や区が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加・協力しましょう。
3. 施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。
4. 従業員を対象とした環境研修を実施しましょう。
5. 環境に関する制度等の情報を収集し、事業活動に活用しましょう。

3 取組みとSDGsの関連一覧

目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する取組みは、同時に区の福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与えることが予想されます。

そこで、取組みの実施が北区の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの取組みに関連するSDGsを以下に示します。

標記したSDGsは、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、北区新基本構想をはじめとする北区の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、取組みの展開を図っていくものとします。